令和元年度第二回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和元年11月5日(火) 午後1時15分から 場 所 保健センター3階大会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1) 野田市手話言語条例(素案)について
- (2)第3次野田市障がい者基本計画に基づく令和元年度の取組について
- (3)その他
- 3 閉 会

議題(1) 野田市手話言語条例(素案)について 資料 野田市手話言語条例(素案)の概要

野田市手話言語条例 (素案)の概要

1 条例を制定する目的

平成18年12月に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約には、「手話が言語」であることが明記され、平成23年8月に改正された障害者基本法においても、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と、「手話が言語」であることが明記されました。

また、平成28年6月に千葉県が制定した「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」における市町村の役割は、「市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする」と規定されたことから、本市では、具体的な支援方法等の環境整備を進めることが必要であると考え支援施策の拡充を図ってまいりました。

しかしながら、手話が言語であることについて、今以上に市民等の理解を深め、普及の促進を図る必要があると考えています。

つきましては、手話言語条例を制定し、手話を言語として明確に位置付け、 手話の普及の促進に関する施策を推進することにより、共生社会の実現を目 指そうとするものです。

2 条例の内容

【前文】

手話は、言語であり、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものである。

手話を必要とする者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまでは手話が言語として認められていなかったことや、 手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったことなどから、 手話を必要とする者は、必要な情報を得ることや手話を必要とする者以外の者 との意思疎通を図ることも難しく、日常生活や社会生活の中で不便や不安を感 じながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に 関する条約において手話が言語であることが明記され、平成23年8月に改正さ れた障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだに地 域社会において手話が言語であるということの理解の深まりを感じる状況に至 っていない。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指し、この条例を制定する。

≪説明等≫

前文として、本条例の制定に至る背景等を表すものです。

- 1 手話は、日本語などと同じように言語であるとの認識を表しています。
- 2 「手話を必要とする者」については、ろう者のほか、手話を言語として日常生活や社会生活を営んでいる全ての者をいい、お互いを理解し合い、文化の発展のため手話を育んできたことを表しています。
- 3 手話は、言語として認められてこなかったことから、手話を必要とする者が日常生活や社会生活の中で不便や不安を感じながら生活をしてきた歴史があることを表しています。
- 4① 平成18年12月に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約 第2条では、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言 語をいう」と定義され、手話が言語として認められました。
 - ② 国においても、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条第3号において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思

疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と、手話が言語として規定されました。

- ③ その後、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)が成立しました。
- ④ 千葉県でも「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例(平成28年千葉県条例第49号)」が制定されました。
- ⑤ このような進捗はあるものの、手話が言語であるということの理解が進んでいない状況であると感じていることから、条例を制定することにより、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指すこととしたことを表しています。

<国等の経過>

平成18年 国際連合総会にて「障害者の権利に関する条約」を採択

第2条(定義)

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、 拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、 朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用し やすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。 (以下略)

平成23年 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正

(地域社会における共生等)

- 第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
 - (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択 の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げ られないこと。

- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 平成28年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律 第65号)の施行

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

<千葉県の経過>

平成28年 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例の施行

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会 的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日 常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等 の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

<野田市の経過>

平成26年 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書を国へ提出

平成26年6月議会

請願第1号 手話言語法制定に向けて意見書の提出を求める請願

⇒【採択】

発議第8号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書について

⇒【原案可決】

平成29年 全国手話言語市区長会に加入

【目的】

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解 及び手話の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割 を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進し、もって障が いの有無にかかわらず共生することのできる地域社会を実現することを目的 とする。

≪説明等≫

本条は、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めるものです。なお、「市民等」には、事業者を含みます。

【基本理念】

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

≪説明等≫

本条は、手話に関する基本理念を定めるものです。

手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの 認識の下で、様々な方々が相互に尊重し合うことを基本に手話に対する理解 及び手話の普及の促進を行うこととしています。

前文においても示すとおり、手話は、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するもので、音声言語と同様に一つの言語です。

障害者の権利に関する条約第2条において、手話は言語であると定義され、 障害者基本法第3条では、言語には手話を含むと明記されています。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するため、行政機関や事業所を対象に障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務付けられました。

このような状況の中で、全ての者が共に支え合う共生社会の実現のために 助け合うことが求められています。

【市の責務】

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策(以下「手話普及促進等施策」という。)を講じなければならない。

≪説明等≫

本条は、市の責務を定めるものです。

市に対し、基本理念にのっとり、手話に関する施策を講ずる責務を課しています。

施策を講ずるに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律を始めとする法令等を遵守するとともに、国、県、他市その他関係団体と の連携を図ります。

現在、このような施策として市が実施しているものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に位置付けられている地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業として、市窓口への手話通訳者の配置、必要な場所への手話通訳者の派遣、及び手話奉仕員養成研修事業があります。

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律>

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として 障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利 益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的 障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その 実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することと ならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障 壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない 者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害して はならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- <千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例> (県の責務)
- 第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、 市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、 聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営む ために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければ ならない。
- 2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に 努めなければならない。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

【市民等の役割】

第4条 市民等は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する手話普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

≪説明等≫

本条は、市民等の役割を定めるものです。

市民等に対して、この条例への理解を深めること及び手話に関する市の施 策に協力することを求めています。

なお、本条例において事業者は、市民等に含まれます。

<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例> (県民の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 手話等を使用する者は、基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力 するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、聴覚障害者に対してサービスを提供 するとき又は聴覚障害者を雇用するときは、手話等の使用に関して配慮す るよう努めるものとする。

【県との連携】

第5条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努めるものとする。

≪説明等≫

本条は、県との連携について定めるものです。

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第4条では、県の責務として 手話等の普及の促進に当たって市町村等との連携を規定し、同条例第5条で は、市町村の役割として県との連携等を規定していることから、手話に対する 理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策 を講ずるに当たっては、県との連携を図るよう努めます。

なお、県だけでなく、国、他市その他関係団体との連携も図りますが、本条では、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例を制定している県との連携を特に規定するものです。

< 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例 > (県の青務)

- 第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、 市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、 聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営む ために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければ ならない。
- 2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に 努めなければならない。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

【施策の策定及び推進】

- 第6条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策について定め、これを総合的に推進しなければならない。
 - (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策
 - (2) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
 - (3) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
 - (4) 手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充を図る施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、前項各号の施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体 等から意見を聴くよう努めるものとする。

≪説明等≫

本条は、市の責務として取り組む施策の実効性を確保するため、条例の基本 理念にのっとり、具体的な施策を策定した上で、手話に関する施策を総合的に 推進することを定めるものです。

施策の推進に当たっては、必要に応じて手話を必要とする当事者団体及び 当事者を支援する団体の協力を求めて実施していきたいと考えています。

また、施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から直接意見を聴くとともに、野田市障がい者基本計画推進協議会及び野田市自立支援・ 障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴き、これらの意見を反映させて まいりたいと考えています。

<施策の案>想定される事業

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策
 - ⇒ 手話普及啓発物資(学校用、一般市民用及び事業所用)の配布
- (2) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
 - ⇒ 学校への出前授業及び公民館での地域に密着した講座
- (3) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
 - ⇒ タブレットを活用した遠隔手話通訳サービス
- (4) 手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充を図る施策
 - ⇒ 全国手話検定試験及び手話技能検定受験料の助成
 - ⇒ 手話奉仕員養成講座

- ⇒ 職員向け手話研修
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
 - ⇒ 現在のところはなし。

【財政措置】

第7条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の 措置を講ずるよう努めるものとする。

本条は、本条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずる努力義務を定めるものです。

前条第1項の施策を実施するためには、予算が必要となりますが、予算の措置については、地方自治法第2条第 14 項にのっとり、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の内容や効果の見込みを検討し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

<地方自治法>

第2条 (略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に 努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなら ない。

【委仟】

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

≪説明等≫

本条は、条例の施行に当たり、必要な事項を定める必要が生じた場合には、市長が別に定めることを規定するものです。

【附則】

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

≪説明等≫

本条例の施行期日を規定するものです。

【主要項目抜粋】第3次野田市障がい者基本計画進捗状況

番号	具体的な施策の方向性	令和元年度取組予定·状況
1	安全・安心な生活環境の整備	・第二の福祉ゾーンに地域生活支援拠点整備事業の中核となる施設(基幹相談支援センター、短期入所及びグループホーム)の整備
	【通し番号】1~13	を進めており、市では基幹相談支援センター及び緊急短期入所の建設費用の一部を助成する予定です。【通し番号】 1、2
		・4月10日に、バリアフリー法専門部会を開催し、計画的にバリアフリー化を実施しています。【通し番号】 10
2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	・市の主催する会議などで必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の配置、ヒアリングループの設置を行っています。また、資料等は、
	【通し番号】14~23	読みやすいユニバーサルフォント(書体)を使用し作成しています。【通し番号】 16、17
3	防災、防犯などの推進	・10 月 5 日の「第 37 回野田市総合防災訓練防災フェア」では、芽吹学園や「まめっこ」による講演を開催しました。【通し番号】 24
	【通し番号】24~29	・8月 27 日に県立野田特別支援学校にて、福祉避難所の職員等に対して福祉避難所等防災研修を実施しました。【通し番号】 25
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」地域相談員である人権擁護委員と連携し、人権相談や啓発事業等に
	【通し番号】30~35	より、差別解消の推進を図ります。【通し番号】 33
		・自ら意思決定が困難な人に対し、関係機関と連携し、「成年後見制度利用支援事業」の利用に繋げています。【通し番号】 33
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	・地域における相談支援の中核的な機関となる基幹相談支援センターを中心とし相談支援事業所間の連携を図る体制等について関
	【通し番号】36~60	係機関と協議を進めております。【通し番号】 41、42、44、45
		・子ども支援室との連携により、支援の必要な児童に対し、早期療育と適正な利用を実施しています。【通し番号】48、49、50
		・保育所や幼稚園等を巡回し、発達に課題がある子どもの早期発見につとめ、子ども相談に繋げています。【通し番号】51
6	保健・医療の推進	・市の事業として、医療的ケアに対する理解のある介護職員を増やすため、喀痰吸引等研修を実施しています。【通し番号】 64
	【通し番号】61~69	・乳幼児健康診査や妊婦・乳児一般健康診査などの診査を促進し、早期発見、早期治療に努めています。【通し番号】 67、68
7	行政などにおける配慮の充実	・新規採用職員研修において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修や各研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に
	【通し番号】70~76	関する野田市職員対応要領」の研修時間を設け、職員の理解を促進し、合理的配慮の提供を実施しています。【通し番号】 73、76
		・関係課と連携し職員研修において、障がい者施設などの見学や障がい者支援課職員に対する障がい者施設などでの実習研修の実
		施を検討します。【通し番号】76
8	雇用・就業、経済的自立の支援	・障がいのある人の就労支援について、障害者就業・生活支援センターや自立支援・差別解消支援地域協議会の就労支援部会と連携
	【通し番号】77~88	し、就労に関する支援を実施しています。【通し番号】77、85
		・令和元年度の「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」の調達目標額を990千円以上に設定し、自立支援・差別解消
		支援地域協議会にも協力をいただきながら、役務及び物品の提供についてのパンフレットを作成することにより、障害者優先調達
	# # A F (C)	法の周知に取り組んでいます。【通し番号】87、88
9	教育の振興	・「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談
	【通し番号】89~99	を行っています。【通し番号】90
		・各種研修会を実施し、特別支援教育への理解促進を図っているほか、学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進するなど、 ***********************************
10		教育環境の整備を推進していきます。【通し番号】92、96
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	・サンスマイルについて、後援を行うと共に補助金の支出により開催を支援したほか、障がい者釣大会及びおひさまといっしょににお
	【通し番号】100~104	いても、職員を派遣し開催を支援しました。【通し番号】100
		・11月16日に開催予定の福祉のまちづくりフェスティバルの中でパラスポーツ体験会を実施する予定です。【通し番号】102、103

資料2-2

議題(2)第3次野田市障がい者基本計画に基づく令和元年度の取組について

資料 第3次野田市障がい者基本計画進捗状況

1	安全・安心な生活環境の整備	1ページ
2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	5ページ
3	防災、防犯などの推進	9ページ
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	11ページ
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	13ページ
6	保健・医療の推進	23ページ
7	行政などにおける配慮の充実	27ページ
8	雇用・就業、経済的自立の支援	29ページ
9	教育の振興	33ページ
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	37ページ

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
1	(1)	住宅の確保	・令和2年度を目標に、第二の福祉ゾーン(市 有地)において、地域生活支援拠点(相談支 援、短期入所及びグループホーム)を整備しま す。	・令和2年度の開設を目標に第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設(基幹相談支援センター、短期入所及びグループホーム)の整備を進めており、市では基幹相談支援センター及び緊急短期入所の建設について費用の一部を助成する予定です。	
2	(1)	住宅の確保		・令和2年度の開設を目標に第二の福祉ゾーン において社会福祉法人が地域生活支援拠点の中 核となる施設(相談支援、短期入所及びグルー プホーム)の整備を進めており、市では基幹相 談支援センターの運営について同社会福祉法人 へ委託を予定しています。	
3	(1)	住宅の確保	・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助(グループホーム)では障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる新たな「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを踏まえ、日中サービス支援型共同生活援助についての情報収集に努めます。	ループホーム支援ワーカー等と連携を密にする とともに、障がいのある人の重度化・高齢化に	障がい者支援 課
4	(1)	住宅の確保		・障がいのある人が、地域で生活するために、 グループホーム運営費助成、障がい者グループ ホーム等入居者家賃補助を継続しています。	障がい者支援 課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
5	(1)	住宅の確保	付による住宅改修(バリアフリー化)を引き続き支援します。		障がい者支援 課
6	(2)	移動しやすい環 境の整備など	・様々な障がいの種別、障がいの等級、障がい のある人の状況などに応じた移動手段を把握 し、支援に努めます。	・移動支援事業や福祉タクシー助成券の交付を行い、社会参加のための外出を支援しています。 ・視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を実施します。	課 社会福祉協議
7	(2)	移動しやすい環 境の整備など	まめバスの運行と併せて検討しているまめバス	まめバスの運行と併せて検討しているまめバス が運行できない地域、いわゆる交通不便地域の	企画調整課
8	(3)	アクセシビリ ティに配慮した 施設	条例」に基づき、引き続き施工するよう協議し	・該当する工事等の施工においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に則して行うように引き続き依頼します。 ・該当する工事等を施工する場合は、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県のまちづくり条例」に基づき、引き続き協議します。	障がい者支援 課 管理課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
9	(3)	施設	関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢の人な	・道路の維持修繕工事については、現場の状況	課 みどりと水の
10	(4)	に配慮したまち づくりの総合的	移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、	・4月10日に、福祉のまちづくり運動推進協議会のバリアフリー法専門部会を実施し、「平成30年度整備状況報告(平成30年度バリアフリー化事業の完了について)」と「平成31年度(令和元年度)整備計画(公共施設バリアフリー化計画について)」を議題としました。公共施設のバリアフリー化について、高齢者、障がい者の意見をいただき、計画的にバリアフリー化を実施しています。	生活支援課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
11	(4)	に配慮したまち づくりの総合的 な推進	点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、 交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移 動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道 路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進 していきます。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立る交差事業の令和2年度末の高架切り替えにさる駅のバリアフリー化を目指し、推進していきます。 ・愛宕駅西口駅前広場については、土地開発な社が先行取得した物件補償の一部買戻しを推進していきます。 ・準重点整備地区の野田市駅は、連続立体交差事業により、バリアフリー化を進めるとともに、野田市駅前広場などの野田市駅西地区は、対応した整備を図っており、引き続き物件補償を進めていきます。	愛宕駅周辺地 区市街地整備
12	(4)		通バリアフリー法により原則、令和2年度まで	バリアフリー化を目指し、事業を推進していき	都市整備課
13	(4)	に配慮したまち	・信号機設置要望のあった交差点については、 引き続き、必要性、緊急性を検討し、野田警察 署へ市から要望していきたいと考えています。	・信号機の設置要望については、必要性、緊急 性を検討し、市から野田警察署へ要望します。	市民生活課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

通し番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
14	(1)	る情報アクセシ	・障がいのある人が、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器を活用し、社会参加の促進を推進します。		
15		る情報アクセシ ビリティの向上		・令和元年度9月現在、情報通信支援用具の申請は1件でした。 ・日常生活用具については、新しい製品の情報 収集を行い、対象品目の見直しを行います。	課
16	(2)		・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や 要約筆記者の派遣、補聴援助システムなどの利 用促進を図ります。	・手話通訳者や要約筆記者の派遣、ヒアリングループの設置などを行っています。ヒアリングループを新たに購入し、関宿コミュニティ会館に配置しました。	課
17	(2)		・障がいのある人が出席する会議では、会議資料の提供方法や会議の進め方などについて、障がい特性に応じた配慮に努めます。	・市の主催する会議などでは、必要に応じて手 話通訳者又は要約筆記者の配置、ヒアリング ループの設置を行っています。また、資料につ いては、読みやすいユニバーサルフォント(書 体)を利用して作成しています。その他にも、 引き続き障がい特性に応じて配慮します。	障がい者支援 課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
18	(2)	情報提供の充実 など		・令和元年度9月現在、情報通信支援用具の申請は1件でした。 ・日常生活用具については、新しい製品の情報 収集を行い、対象品目の見直しを行います。	障がい者支援 課
19	(3)	充実	がいのある人や自閉症の人などが意思疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進します。	・令和元年12月までに障がい者支援課で対応できるコミュニケーションボードを作成、試行した後に、令和2年3月を目標に保健福祉部の各課で利用できるコミュニケーションボードを作成します。	課
20		充実	人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行 援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉 仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕 者等の養成研修を推進し、支援体制の充実を図 りながら、PRに努め、市民への理解を呼び掛 けていきます。	・手話奉仕員養成講座(前期)を5月から全27回で開催しています。 ・受講者の募集や事業のPRのために市報の掲載やまめバスへのポスター掲載を実施しました。	課 社会福祉協議 会
21	(3)	意思疎通支援の 充実	・設置通訳者以外の意思疎通支援方法も、検討していきます。	・各課のカウンターに「筆談で対応します」と表示したボードを配置し、聞こえない人や聞こえにくい人も相談しやすい環境づくりを行っています。 ・筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポーター講座」を実施します。	

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
22	(4)	行政情報のアク セシビリティの 向上	・点字・声の広報等発行事業の充実に努めま す。	・市報の点訳、音訳を行い希望者に配布しているほか、必要に応じて公報などの点訳、音訳を 行っています。	障がい者支援 課
23		向上	T活用を促進するための事業を継続するととも	・生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンの利用促進を図るとともに、視覚障がいのある当事者を講師に招き、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催します。視覚障がい者のためのパソコン講座開催(予定)令和元年11月9日、12月14日、令和2年1月11日、2月8日(全4回開催)	

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 3 防災、防犯などの推進

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
24	(1)	防災対策の推進	・総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を 理解していただくとともに障がいのある人に対 応した防災施策を推進します。	・10月5日に開催した「第37回野田市総合防災 訓練防災フェア」では、障がい者支援課ブース を設けて障がい者の防災対策に関する展示を行 い、また、芽吹学園や手をつなぐ親の会「ま めっこ」による講演を開催しました。	
25	(1)	防災対策の推進	・福祉避難所として対応できる施設を選考し、 新たな福祉避難所を検討します。	・8月27日に県立野田特別支援学校にて、福祉 避難所の開設協定を締結している事業所等に対 して福祉避難所等防災研修を実施しました。今 後も引き続き研修等を実施するとともに、必要 に応じて新たな福祉避難所の設置を検討しま す。	課
26	(2)	防犯対策の推進	いのある人について理解し社会福祉施設などに	・引き続きサンスマイル等の障がいのある人もない人も交流できる機会に対する支援を行います。 ・障がいのある人もない人も参加できるパラスポーツ体験会を開催します。	課
27	(2)	防犯対策の推進	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めます。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時にはパトロールを強化します。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール車両2台による市内全域のパトロールを 行い犯罪抑止に努めています。	

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 3 防災、防犯などの推進

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
28	(2)	防犯対策の推進	・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区 のバランスも考慮しながら新設していきます。	・ひったくりなど路上犯罪を減少させるため、 野田市内に防犯カメラを94台(平成31年3月末 現在)設置し犯罪の抑止に努めています。	防災安全課
29		からの救済	・障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	・消費生活センターのPRと合わせ、消費生活 展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費 者問題について啓発を図ります。	市民生活課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
30	(1)			・引き続き「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に努め、併せて関係機関と連携して障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止を図ります。	
31			協議会(本会、専門部会)と連携し、 心の作	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域 協議会において、事例検討等を行うとともに、 関係機関と連携して障がいのある人の権利擁護 に取り組みます。	課
32	(1)	権利擁護の推 進、虐待の防止	人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して 適切に管理できるよう支援します。	・自ら意思決定をすることが困難な障がいのある人に対し、関係機関と連携し、「成年後見制度利用支援事業」の利用に繋げます。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施します。	課 社会福祉協議

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
33	(2)	する差別の解消		・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいを理由とする差別に関し、専門部会の権利擁護部会において、差別の解消に向けた事例検討や、障害者差別解消法の周知、障がい特性の普及、理解を図ります。・昨年に引き続き9月13日に実施された産業のパンフレットを配布し、周知に努めまけた。引き続き周知を行うとともに新たな周知たの拡大に務めます。・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい・一葉県づくり条例」地域和談員である人権が、手票である人もない人も共に暮らし、人権相談や啓発事業等により、千葉県づくり条例」地域や啓発事業等により、手票である人もない人も共に暮らした。	課 人権・男女共 同参画推進課
34	(2)	する差別の解消	千葉県づくり条例」における広域専門指導員、	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい 千葉県づくり条例」において設置される広域専 門指導員、地域相談員と連携を図り、障がいの ある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現 を目指します。	課
35	(2)			・昨年に引き続き9月13日に実施された産業祭出店者説明会において、障がい者差別解消法のパンフレットを配布し、周知に努めました。引き続き周知を行うとともに新たな周知先の拡大に務めます。	

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
36	(1)		意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用	・引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン」に基づき、利用者 の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推 進します。	課
37	(1)	意思決定支援の 推進		・自ら意思決定をすることが困難な障がいのある人に対し、関係機関と連携し、「成年後見制度利用支援事業」の利用に繋げます。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施します。	課 社会福祉協議
38	(1)	意思決定支援の 推進	・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)及び障害児支援利用計画(案)について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めます。	・引き続き、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)及び障害児支援利用計画 (案)について、利用者の意思決定支援が反映 されているかを計画(案)にて確認し、利用者 のサービス向上に繋げます。	課
39	(1)	意思決定支援の 推進	・国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保 に努めます。	・計画相談支援等の質を確保するため、実地指導や集団指導を開催し相談員の技術向上を図ります。	
40		意思決定支援の 推進	修など)を必要に応じて、相談支援事業所など	・引き続き、千葉県が実施する研修(相談支援 に関する研修など)を、相談支援事業所など支 援機関に周知し、研修の受講を促し、相談支援 事業所などの支援機関の技量向上を図ります。	課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
41	(2)	相談支援体制の 構築	談支援センターを設置し、相談支援事業所間の	・令和2年度の開設を目標に第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設(相談支援、短期入所及びグループホーム)の整備を進めており、市では基幹相談支援センターの運営について同社会福祉法人へ委託を予定しています。令和元年度に市では、基幹相談支援センターの建設に係る費用の一部を助成する予定です。 ・地域における相談支援の中核的な機関となる基幹相談支援センターを中心とし相談支援事業所間の連携を図る体制を構築していきます。	課
42	(2)	相談支援体制の 構築	ループホームの整備と併せて相談支援の充実を	・令和2年度の開設を目標に第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設(相談支援、短期入所及びグループホーム)の整備を進めており、市では基幹相談支援センターの運営について同社会福祉法人へ委託を予定しています。 ・地域における相談支援の中核的な機関となる基幹相談支援センターを中心とし相談支援の充実を図ります。	課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
43	(2)		協議会を活用して、障がいのある人などの支援 の困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係 者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理	障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し、協議、決定し、解決に向	課
44	(2)			・障害福祉サービスの利用促進を図るため、基 幹相談支援センターを中心とした市内の相談支 援体制の整備を進めます。	
45	(2)	相談支援体制の 構築		・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会や基幹相談支援センターの設置に伴う相談支援体制の構築に合わせて連携の強化を図ります。 ・相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携しています。	課介護保険課
46	(3)	地域移行支援、 在宅サービスな どの充実	ム)及び平成30年度より創設された就労定着支	・引き続き、地域移行支援、共同生活援助(グループホーム)及び平成30年度より創設された就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図り、障がいのある人の地域での生活支援を図ります。	課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
47		地域移行支援、 在宅サービスな どの充実	・共生型サービスについて、生活介護事業所、 短期入所施設、自立訓練(機能訓練・生活訓 練)事業所と、利用者の双方の声を聴きなが ら、影響について検証していきます。	・共生型サービスについて、生活介護事業所、 短期入所施設、自立訓練(機能訓練・生活訓 練)事業所と、利用者の双方の声を聴き、情報 の収集を行い、影響の検証を進めます。	障がい者支援 課
48	(4)	障がいのある子 どもに対する支 援の充実	・療育支援の障害福祉サービスの適正な利用を 図ります。	・子ども支援室と連携し支援の必要な児童に対し、早期発見の取組として意見書の発行により障害児通所支援を支給決定し、早期療育と適正な利用を実施しています。	障がい者支援 課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
49	(4)		談に応じ、保護者が専門的な療育を求めた障がいの(疑いの)ある子どもについては、障害児 通所事業所や相談支援専門員の利用につながる	・引き続き、保健では、保護を表して、のは、ののは、ののは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは	課 保健センター (子ども支援 室) 児童家庭課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
50					(子ども支援 室) 児童家庭課 保育課
51		どもに対する支	・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室、 出前保育、育児相談などの充実、また、子育て 支援センターを中心に他機関との連携を図りま す。	室・出前保育・育児相談等の充実を図ります。	保育課
52			・子ども支援室において、関係機関の巡回相談 などの実施を検討していきます。	・子ども支援室が保育所や幼稚園等を巡回し、 発達に課題がある子どもの早期発見につとめ、 子ども相談に繋げています。また、関係職員と も連携し話し合いやアドバイス等を行っていま す。	(子ども支援 室)

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
53		どもに対する支	所及び放課後等デイサービス事業所と、利用児	・共生型サービスについて、児童発達支援事業 所及び放課後等デイサービス事業所と、利用児 及び保護者の双方の声を聴きながら、影響につ いて検証を継続します。	課
54	(5)	スの質の向上な	・必要に応じて、障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所などに立入検査を実施します。	・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所 事業所、相談支援事業所に対し定期的な訪問の 実施や、千葉県と連携した事業所への立入検査 などを実施しサービスの質の向上を図ります。	課
55	(5)		祉協議会や事業者が設置している「苦情解決シ	・引き続き、障害福祉サービスが適正に利用されるよう、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図ります。	課
56	(6)	障がい福祉を支 える人材の育 成・確保	・引き続き福祉専門職の職員を確保し、必要に 応じて障がい者支援課などへの配置を進めま す。	・令和元年10月1日採用として社会福祉士2名、保健師4名及び作業療法士1名を採用しました。また、令和2年4月1日採用として社会福祉士1名を予定しています。これらの福祉専門職の職員を必要に応じて障がい者支援課などへ配置します。	行政管理課 人事課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
57		障がい福祉を支 える人材の育 成・確保	ア講座などを含めた福祉専門職の人材養成講座 について、市民への周知に努めます。また、職 員に対しても各種養成講座の周知を強化し、受	い、広く参加者を求めました。手話奉仕員養成 講座については受講者が21名で、うち3名が市	人事課 社会福祉協議 会
58		障がい福祉を支 える人材の育 成・確保	きるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。	・各種研修の情報収集に努めています。 ・限られた時間の中で、様々な研修に参加できるよう努め、内部では講師を招いて摂食嚥下・機能訓練の研修を行い、また、他の機関で開催する研修(強度行動障害支援者養成講習、発達障がい者サポーター研修会、自立活動研修会)にも積極的に参加しています。 ・引き続き、障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。	障がい者支援 課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

通し番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
59		障がい福祉を支える人材の育成・確保	・今後も市職員(指定管理者の職員を含む) が、様々な研修などに参加できるよう努めま す。	・新規採用職員研修(4/1採用)、新規採用職員研修(10/1採用)、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施しています。	人事課
60		障がい福祉を支 える人材の育 成・確保	・平成29年11月に千葉県が作成した千葉県福祉 人材確保・定着推進方針の下、福祉的就労の定 着及び底上げを図ります。	・令和元年度から野田市喀痰吸引等研修を実施し、介護職員の専門知識の習得に対する支援を行っています。今後とも各種研修の実施などの支援を実施し、手厚い研修体制を整備することで福祉的人材の定着を図ります。	障がい者支援 課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 6 保健・医療の推進

通し番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
61	(1)		・保健、福祉関係者による協議の場及び住まい の確保支援も含めた地域の基盤整備を推進する ため、「精神障がいにも対応した地域包括ケア システム」の構築を推進します。	┃ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステ	障がい者支援 課
62	(1)	精神保健・医療 の適切な提供な ど	・地域移行支援や平成30年度に創設された自立 生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用 し、精神障がいのある人の地域移行を図りま す。	・引き続き、地域移行支援や平成30年度に創設された自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。	課
63	(2)	保健・医療の充実など	・市内の障害福祉サービス事業所において、重 症心身障がいの支援及び更なる医療的ケアの必 要な人が利用しやすい環境を図ります。	・野田市立の障害福祉サービス事業所において は、あさひ育成園及びあおい空において医療的 ケアの必要な方が通所しています。今後も引き 続き利用できるよう環境の整備に努めます。 ・令和元年度は市の事業として、医療的ケアに 対する理解のある介護職員を増やすため、喀痰 吸引等研修の実施しています。	課
64	(3)	保健・医療を支 える人材の育 成・確保		・令和元年度は市の事業として、医療的ケアに 対する理解のある介護職員を増やすため、喀痰 吸引等研修の実施しています。	
65	(3)	保健・医療を支 える人材の育 成・確保	・理学療法士、作業療法士などの有資格者の適 切な配置を推進します。	・子ども支援室に理学療法士2名、作業療法士 2名を配置し、健診やあさひ育成園での指導な ど専門的業務に従事しています。	

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 6 保健・医療の推進

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
66		保健・医療を支 える人材の育 成・確保	・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携 強化を図り、障がいの原因となる疾病などの予 防から福祉サービスが適切に提供できるよう関 係者会議や研修会などに参加し、意見交換や情 報収集などから専門職の資質向上に努め、関係 機関との連携強化を図ります。		保健センター
67			康診査、健康相談などの充実を図り、施策を推 進します。		保健センター

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 6 保健・医療の推進

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
68	(4)	障がいの原因と なる疾病などの 予防・治療	確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助	妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減 を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確 保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発	
69	(4)	障がいの原因と なる疾病などの 予防・治療	・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今 後も引き続き骨太教室を開催します。	・骨粗しょう症に起因する疾病予防のために、 各保健センターでの骨密度測定実施について周 知をし、健康教育として骨太教室を開催しま す。	保健センター

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 7 行政などにおける配慮の充実

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
70	(1)	選挙などにおける配慮	慮した投票所のバリアフリー化など、引き続	・移動に困難を抱える障がい者等に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置に努めます。	
71	(1)	選挙などにおける配慮	・障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に 投票できるよう、代理投票の適切な実施の取組 を促進します。	・代理投票制度について、市報、ホームページ 等において周知を図り、障がい者自らの意志に 基づき円滑に投票できるよう努めます。	選挙管理委員 会事務局
72	(1)	選挙などにおけ る配慮	による不在者投票の適切な実施の促進により、 選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困		選挙管理委員 会事務局
73	(2)	行政機関などに おける配慮及び 障がい者理解の 促進など	・合理的配慮の提供を実施します。	・新規採用職員研修(4/1採用)、新規採用職員研修(10/1採用)、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、決能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、職員が合理的配慮についての理解を促進し、合理的配慮の提供を実施しています。 ・具体的な相談、対応などを関係課に情報提供し、環境を整備します。	障がい者支援 課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 7 行政などにおける配慮の充実

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
74	(2)	行政機関などに おける配慮及び 障がい者理解の 促進など	・可能な限り、環境の整備に努めます。	・平成28年12月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」を策定し、職員に周知を図っています。 ・具体的な相談、対応などを関係課に情報提供し、環境の整備に努めます。	障がい者支援 課
75			要に応じて、野田市職員対応要領の見直しを図	・具体的な相談等についての事例の蓄積に努めています。 ・具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、人 事課に情報提供を図ります。	障がい者支援
76			び障がい者支援課職員に対する障がい者施設な どでの実習研修の実施を検討します。	・新規採用職員研修(4/1採用)において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修を実施しました。障がい者支援課職員に対する実習研修については、検討を進めます。 ・関係課と連携し職員研修における障がい者施設などの見学を実施します。また、障がい者支援課職員に対する障がい者施設などでの実習研修の実施を検討します。	障がい者支援 課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 8 雇用・就業、経済的自立の支援

通し番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
77	(1)	総合的な就労支援	・障がいのある人からの相談に応じて、就労に 関する支援を実施します。		障がい者支援 課
78	(1)	総合的な就労支援	・引き続き、関係機関と連携して、周知強化に よる雇用促進奨励金及び障がい者職場実習奨励 金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結び付 くように努めます。		
79	(2)		等に関する法律の一部を改正する法律(改正障 害者雇用促進法)により、雇用の場における障		課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 8 雇用・就業、経済的自立の支援

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
80	(2)	障がい者雇用の 促進	協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用につ	・法定雇用率の引上げに伴い、チラシの配布や研修会の実施により障がい者の雇用は進んでいるが、引き続き宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請するとともに、商工会議所、商工会と協力し、障がい者雇用の促進を図ります。	
81	(2)	障がい者雇用の 促進	「障害者雇用サポート事業」を活用し、障がい	・引き続き、千葉県が、株式会社パソナに委託 している「障害者雇用サポート事業」の周知を 図り、障がいのある人の就労及び企業の障がい 者雇用を支援します。	課
82	(2)	障がい者雇用の 促進	やすらぎ」に従事している精神障がいのある人 の社会参加の促進を実施します(野田市斎場売	・斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度 や今後の課題について自己評価する「やすらぎ チャレンジシート」を継続実施し、一般就労に 向けた支援の拡充を図ります。	会
83	(2)	障がい者雇用の 促進		・野田市障がい者団体連絡会に障がい者通所者 支援事業を委託し、ゆめあぐり野田において就 労に向けた実習を行っています。	
84	(3)		の意見交換会に参加し、障がいのある人の就労	・障害者就業・生活支援センターは一とふるの 意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支 援について意見交換を行い関係機関と連携を図 ります。	課

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 8 雇用・就業、経済的自立の支援

通し番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
85	(3)	じた就労支援及 び多様な就業の	て、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就	・障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業 の機会の確保について、自立支援・障がい者差 別解消支援地域協議会の就労支援部会において 意見交換を行い、関係機関と連携を密にしま す。	課
86		じた就労支援及 び多様な就業の	・福祉施設を利用している障がいのある人が、 就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通 じて、民間企業に就労し、就労定着することを 支援します。		障がい者支援 課
87	(4)	福祉的就労の底 上げ	田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方	・令和元年度は990千円以上を目標に「野田市 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」 を策定しました。 ・自立支援・差別解消支援地域協議会にも協力 を頂きながら、役務及び物品の提供についての パンフレットを作成することにより、役務又は 物品の提供についてパンフレットを作成し、障 害者優先調達法の一層の周知に努めます。	課
88	(4)	福祉的就労の底 上げ	・障がい者就労施設等から物品購入、役務の提 供を行うように努めます。	・自立支援・差別解消支援地域協議会にも協力 を頂きながら、役務及び物品の提供についての パンフレットを作成することにより、役務又は 物品の提供についてパンフレットを作成し、障 害者優先調達法の一層の周知に努めます。	課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
89		インクルーシブ 教育システムの 推進	重点項目の2番目に「特別支援教育の推進」を 掲げています。各園・学校に、特別支援教育に ついての更なる周知を図り、上記の事業内容を 具体化して、児童生徒にとってより良い支援、 幼稚園・学校生活につながるように努めていき	ができるよう、各学校へ授業改善・活動の工夫 の呼びかけを行っています。各幼稚園でも遊び を通した学びの場の工夫・人との豊かな関わり	指導課
90	(1)		・専門的な知識や他機関との連携が重要である ことから、連絡を密にし、円滑な支援ができる ように進めていきます。	・「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行っています。実際の学びの場においては、専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただき、ケースに応じた細かな支援を心がけて取り組んでいます。 ・特別支援学級と通常学級や小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図っています。	指導課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
91	(2)	教育環境の整備	・幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めていきます。		指導課
92	(2)	教育環境の整備		・特別支援教育への理解を図るために、次のような研修会を実施しています。野田市特別支援学級等新任担当者研修会、特別支援学級・通級指導教室 教育課程説明会、野田市教育相談研修会、野田市新規採用・転入教職員研修会(まめっ娘キャラバン隊による協力)、サポートティーチャー、土曜アシスト、特別支援学級支援員等 研修会、その他、学校や幼稚園からの依頼による研修会	指導課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
93	(2)	教育環境の整備	・次年度を見据えた環境の整備を行います。 (教室環境、人材の養成など)	・就学相談・教育相談を通し、次年度に向けて必要な人的・環境的な整備状況を確認しています。 保護者・学校との相談の場を持ち、学校教育課・教育総務課とともに、合理的配慮を踏まえ、どのような環境整備を行っていけるか検討しています。 ・今年度、特別支援学級設置校にiPadを4台ずつ配付し、特別支援学級にて活用を図っていただいています。また、音声教科書も活用できるように取り組んでいます。	指導課
94	(2)	教育環境の整備	支援教育推進基本計画、第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、平成33年度を目途に、特	・令和3年度校内準備委員会を発足し、肢体不自由児への教育や「通級による指導(視覚障害・聴覚障害)」について、本校としての在り方や教育課程等について検討しています。 ・学校主催の研修会や市内の研究会等で、県の基本計画や整備計画に基づく総合的な機能を有する特別支援学校としての方向性について発信します。 ・知的に障害のない肢体不自由児への教育や「通級による指導(視覚障害・聴覚障害)」についてニーズ調査を行います。	県立野田特別 支援学校

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
95	(2)	教育環境の整備	・県立野田特別支援学校は、野田市教育委員会を始め、関係各所と連携し、地域におけるセンターとしての役割を果たし、特別支援教育の推進充実に努めます。		支援学校
96	(2)	教育環境の整備	らず様々な人々が利用する公的な施設であり、 災害発生時における利用等の観点も踏まえつ つ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を 推進し、障がいのある人にとっても利用しやす	学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	
97		生涯を通じた多 様な学習活動の 充実	ため、引き続き、教育、療育機関と連携を図	毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的 自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活 動を行います。	生涯学習課 (公民館)

通し番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
98		様な学習活動の	・サービスの対象者(当事者)に限らず、その 親族や知人も含めて、サービス内容についてP Rに努めます。		興風図書館
99	(3)		身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸	・新規購入したLLブックを中心として、ハンディキャップサービスを紹介するコーナーを新設しました。	興風図書館

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票 10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
100		文化芸術活動、 余暇、レクリ エーション活動 の充実に向けた 社会環境の整備	・今後も、安全に各種行事が開催できるように 必要な支援を実施します。	・7月24日に実施されたサンスマイルに対して、後援を行うと共に補助金を支出することにより開催を支援しました。 ・障がい者釣大会及び社会福祉協議会が主催するおひさまといっしょににおいても、職員を派遣し開催を支援しました。	
101	(1)	エーション活動 の充実に向けた	ため、引き続き、教育、療育機関と連携を図 り、生涯学習を支援することで社会的自立を促 進するとともに、障がい者青年学級終了後も自	毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的 自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活	
102	(2)		・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。	・福祉のまちづくりフェスティバルの中でパラスポーツ体験会を実施予定です。(実施予定日:令和元年11月16日)	障がい者支援 課 スポーツ推進 課
103	(2)			・福祉のまちづくりフェスティバルの中でパラスポーツ体験会を実施予定です。(実施予定日:令和元年11月16日)	障がい者支援 課 スポーツ推進 課

通し 番号	事業番号	項目	事業、施策などの方針	令和元年取組予定・状況	担当課
104	(2)		・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント(施設長寿命化計画)の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化します。	・今年度取組予定はありません。	スポーツ推進課